

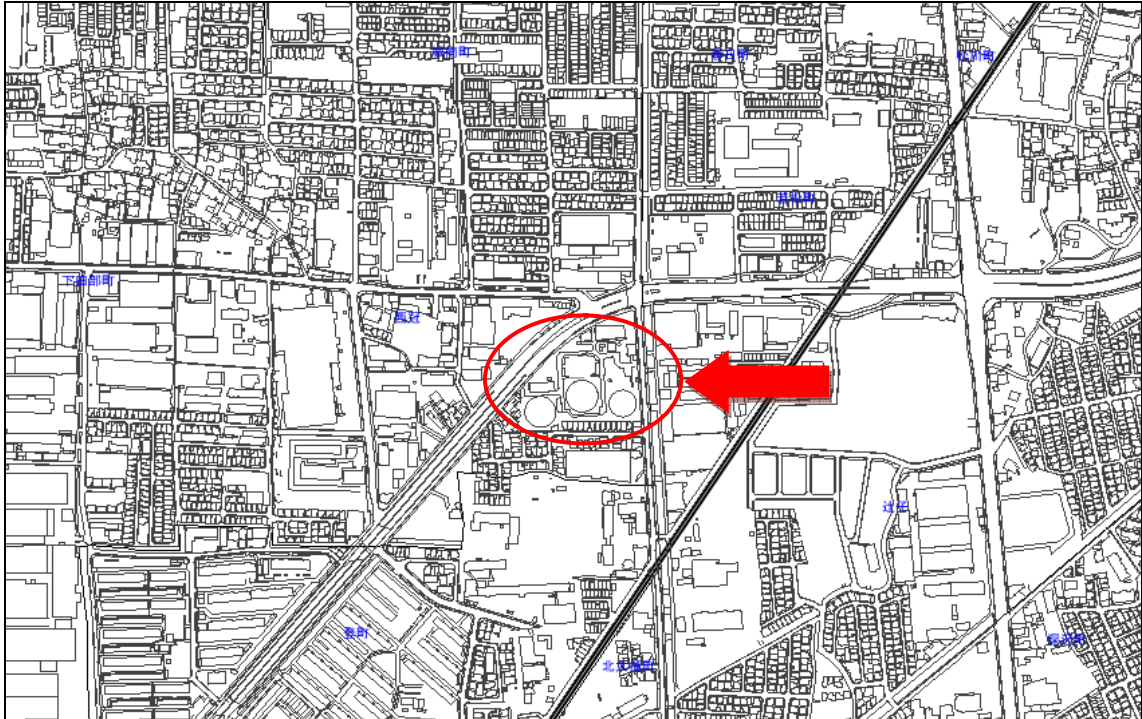
令和 7 年 月 日

各 業 者 殿

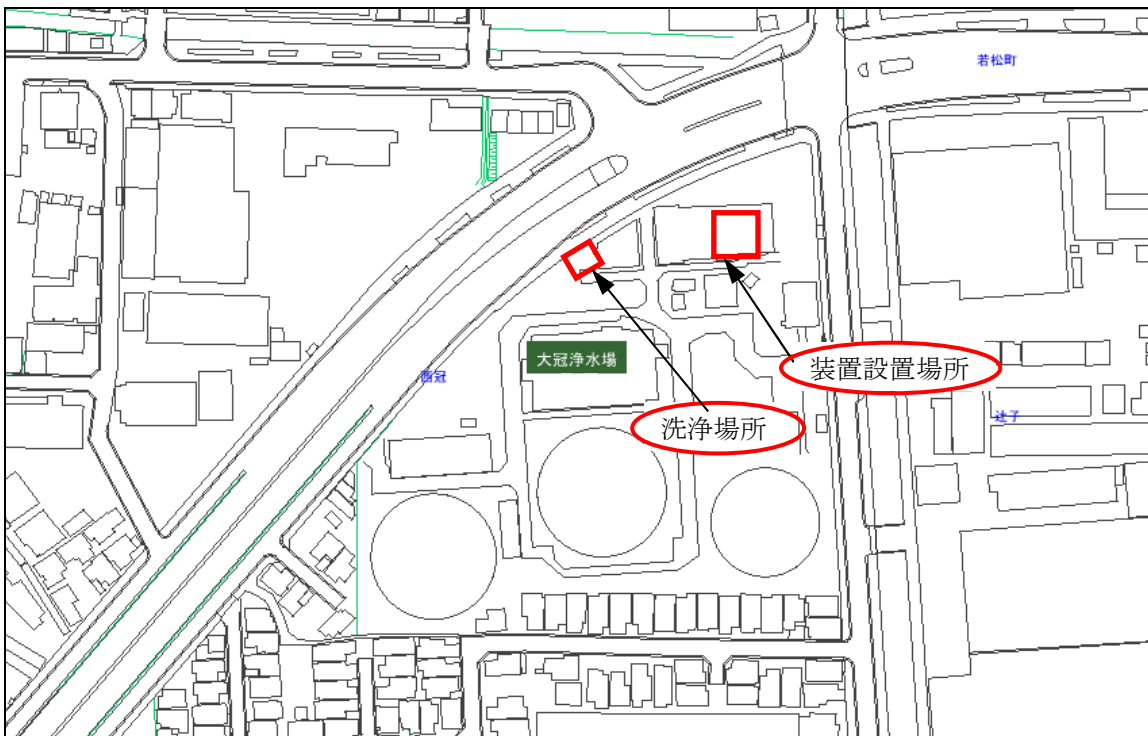
現場説明書（入札等説明書）

本業務について、ご注意いただきたいことは次のとおりです。

業 務 名	大冠浄水場エアレーション装置点検清掃業務
（１）施工上の注意事項	1．特記仕様書の遵守 2．現場管理の充実 3．当該施設は終日稼働中のため、施設に影響の少ない業務計画とすること 4．主電源等の操作は担当者に確認のうえ行うこと 5．敷地境界の内外において、一般動線に留意した安全計画とすること
（２）見積上の注意事項	1．消費税は１０％とする。
（３）その他必要注意事項	1．作業時間は原則９：００から１７：００とします 2．喫煙は所定の場所にて行うこと



大冠浄水場 付近見取図



大冠浄水場 位置図

業 務 名：大冠浄水場エアレーション装置点検清掃業務

履行場所：高槻市西冠三丁目47-1 地内

大冠浄水場エアレーション装置点検清掃業務仕様書

(総 則)

第1条 本仕様書は、大冠浄水場エアレーション装置点検清掃業務（以下『本業務』とする）に適用する。

(目 的)

第2条 本業務の目的は、エアレーション装置内のテラレットパッキンの洗浄、軽微な補修等を行うことにより、エアレーション装置の機能を維持することである。

(業務の概要)

第3条 本業務の概要は、以下のとおりである。

1. 業 務 名 大冠浄水場エアレーション装置点検清掃業務
2. 場 所 高槻市西冠三丁目47-1 地内
3. 業務大要 エアレーション装置(1～7号)内のテラレットパッキンの全量取出し、水道水による高圧洗浄、及びエアレーション装置全体の点検・清掃・軽微な補修を行う。

(各業務の内容)

第4条 各業務の内容は以下のとおりである。

1. 洗浄用機材（洗浄ノズル、消防用ホース等）を使用し、指定位置に設置
2. 洗浄場所はN o. 3 洗浄排水槽上部にあるグレーチングの上とする。
3. エアレーション装置内のテラレットパッキンの全量取出し、付着している鉄、マンガンを除去し、復旧する。
 - ① 散水目板上部の流入配管を取外し、洗浄後、再取付け
 - ② 散水目板の取外し、洗浄後、再取付け
 - ③ 装置内のテラレットパッキンの全量取出し・指定場所での洗浄後、再充填する。
 - ④ テラレットパッキン袋詰の破損袋の取替、テラレットパッキン不足分の補充
 - ④ エアレーション棟内部の洗浄
 - ⑦ エアレーション棟上部の水滴飛散防止材(エリミネータ)の取外し・再取付け
4. エアレーション装置（全台）の点検・清掃・補修等
 - ① エアレーション装置の点検・清掃、及び軽微な補修
 - ② エアレーション装置の通水確認
5. 洗浄で発生したN o. 3 洗浄排水槽底部の堆積物の産業廃棄物処理

(支給品等の取扱)

第5条 本業務を実施するにあたり、追加を要した場合のテラレットパッキン及び破損が確認された充填用袋は取替えることとし、発注者が支給するものとする。

それ以外の消耗品及び消防用ホースは受注者負担とする。また、補修用材料についても、軽微なものについては受注者負担とする。

(就業日等)

第6条 就業日及び就業時間は、原則として以下のとおりとする。

1. 就業日 原則、土・日曜日・祝祭日を除く日
2. 就業時間 午前9時から午後5時まで
3. 清掃期間 原則、令和7年5月下旬以降、10月末まで間で早い時期に実施

(腸内細菌培養検査)

第7条 本業務に従事する全担当者については、事前に腸内細菌培養検査(検便)により、①赤痢菌、②腸チフス菌、③パラチフス菌、④サルモネラ菌、⑤O-157菌の5項目について感染が無いことを確認し、水道部に書面で報告すること。なお、この検査にかかる費用は、受注者の負担とする。

(提出書類)

第8条 本業務において、下記の書類を適時提出するものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 着手届 | 1部 |
| 2. 現場代理人兼主任技術者選任届 | 1部 |
| 3. 同上経歴書 | 1部 |
| 4. 業務計画書(工程表含む) | 2部 |
| 5. 入札内訳明細書 | 1部 |
| 6. 日報または週報 | 1部 |
| 7. 写真(作業前-作業中-作業後) | 2部 |
| 8. 完了届 | 1部 |
| 9. 請求書(様式2号) | 1部 |
| 10. その他 指示する書類 | 1部 |

各種提出書類については、高槻市水道部発注工事必携を参照すること。

(データ貸出可)

(環境配慮)

第9条 受注者は、業務に従事する者(以下『従事者』とする)に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

(内部通報に関する事項)

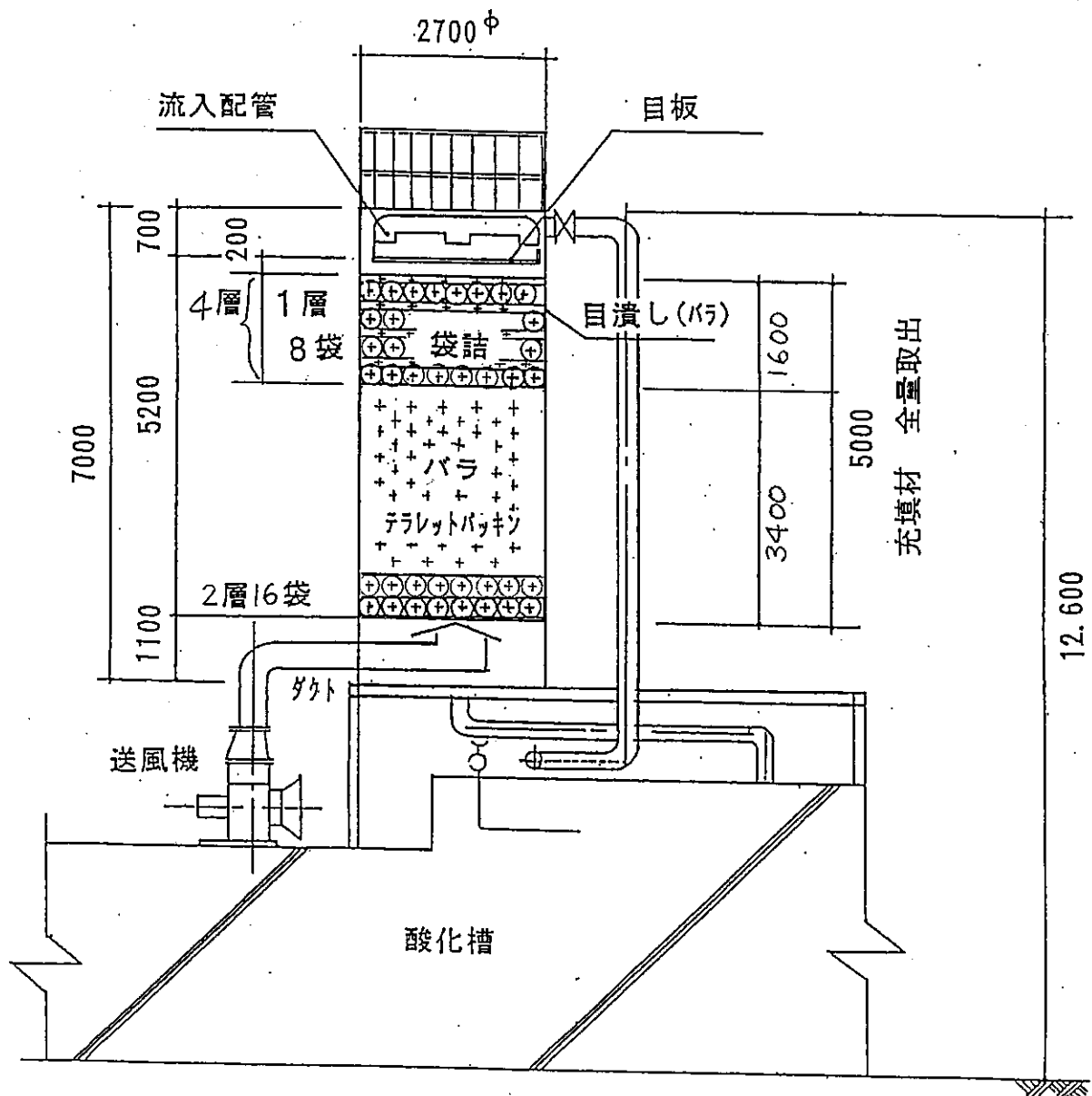
第10条

1. 受注者及び従事者は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、『高槻市職員等からの内部通報に関する規則』に基づき、その事実を本市に通報することができる。
2. 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

(その他)

- 第11条 その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、実施するものとする。

エアレーション装置断面図



平面図

1/400



府道 十三高線

寺道

レッカー
進入路

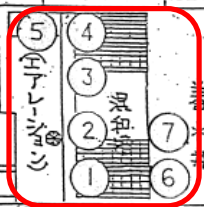
新発電
機棟

レッカー

—— 京部排水路



No. 3 洗淨排水槽
(洗淨場所)



エアレーション設備

汚泥ポンプ

除菌槽

PAC
注入

汚泥槽

汚泥処理施設

吸気

排気

1

2

3

4

5

6

7

エアレーション